

平成 29 年度決算 財務書類

注記

(一般会計等)

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時には有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは再調達原価としています。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額 1 円としています。開始後は原則として取得原価としています。

### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・取得原価

#### ②出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格（該当なし）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。この「著しく低下したとき」は、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合に該当するものとしています。

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（事業用資産、インフラ資産）・・・・・・・・・・定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物 6年～60年

イ 工作物 5年～80年

ウ 物品 4年～19年

#### ②無形固定資産・・・・・・・・・・定額法

#### ③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

#### ①徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により計上しています。

#### ②賞与引当金

翌年度 6 月支給の期末手当及び勤勉手当、法定福利費相当額の見込額について、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

### ③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち南あわじ市へ按分される額を加算した額を控除した額とします。

### ④損失補償引当金

地方公共団体財政健全化法における損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っています。

## (5) リース取引の処理方法

### ①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

### ②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

## (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（3ヶ月以内の短期投資等）を資金の範囲としています。このうち現金同等物は、短期投資のほか、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

## (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### ①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。

### ②物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額が原則50万円以上の場合に資産として計上しています。ただし、美術品に関しては全て対象としています。

### ③資本的支出と修繕費の区分基準は、原則、法人税法基本通達第7章第8節によります。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成しています。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更しています。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当項目はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

該当はありません。

5 追加情報

(1) 対象範囲 (対象とする会計)

一般会計、産業廃棄物最終処分事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計

(2) 地方自治法第 235 条の 5 の規定により、出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 各項目の金額を表示単位未満の金額で四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況 (普通会計)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	14.3	135.6

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

区分	金額
繰越明許費	881,987 千円
一般会計	881,987 千円
事故繰越	54,983 千円
一般会計	54,983 千円
合計	936,970 千円

(6) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産の範囲は、普通財産としている「建物」1,625,653千円、「土地」2,154,366千円となっており、「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、固定資産台帳上は再評価を行わないこととしています。

なお、翌年度予算で財産収入として措置されている公共資産や行政目的で保有していたものを用途廃止して売却する場合は売却可能資産に該当します。

(7) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

減債基金の積立不足額はありません。

(8) 基金借入金（繰替運用）の内容

	期間	繰替使用額
財政調整基金	平成30年3月20日～平成30年3月26日	230,000千円

(9) 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

27,410,703千円

(10) 将来負担に関する情報（財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

普通会計の将来負担額	67,358,051千円
〔内訳〕 普通会計地方債残高	35,059,059千円
債務負担行為支出予定額	0千円
公営事業地方債負担見込額	21,993,573千円
一部事務組合等地方債負担見込額	6,306,698千円
退職手当負担見込額	3,998,721千円
第三セクター等債務負担見込額	0千円
連結実質赤字額	0千円
一部事務組合等実質赤字負担額	0千円
基金等将来負担軽減資産	50,338,991千円
〔内訳〕 地方債償還額等充当基金残高	9,310,890千円
地方債償還額等充当歳入見込額	884,780千円
地方債償還額等充当交付税見込額	40,143,321千円
(差引) 普通会計が将来負担すべき実質的な負債	17,019,060千円

(11) 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上したリース債務金額  
該当はありません。

(12) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。また、余剰分（不足分）とは、費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）をいい、流動資産（短期貸付金及び基金を除く）から負債を控除した額を計上しています。

(13) 基礎的財政収支

収入総額 (A)	24,089,856 千円
地方債発行額 (B)	3,137,800 千円
財政調整基金等取崩額 (C)	0 千円
支出総額 (D)	23,760,479 千円
地方債元利償還金 (E)	3,397,952 千円
財政調整基金等積立額 (F)	21,552 千円
基礎的財政収支 (A-B-C-D+E+F)	611,081 千円

(14) 既存の決算情報との関連性

①地方自治法第 233 条の規定に基づく決算情報との関連性

ストック情報（資産・負債）や現金支出を伴わないコストを発生主義で認識しています。

②南あわじ市公会計制度の財務諸表との関連性

南あわじ市公会計制度による財務諸表と次の内容が異なります。

・有形固定資産計上基準

（統一的な基準による財務書類）

取得原価が判明しているものは原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価。ただし、道路、河川及び水路の敷地は、昭和 59 年度以前に取得したもの、取得原価が不明なもの、無償移管を受けたものは原則として備忘価額 1 円。

（南あわじ市公会計制度の財務諸表）

原則として取得原価。ただし、交換、受贈等により取得した資産は公正な評価額。

(15) 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	2,347,889 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	39,065 千円
減価償却費	△4,147,711 千円
徴収不能引当金の増減額	△1,553 千円
賞与引当金の増減額	△17,855 千円
退職手当引当金の増減額	57,542 千円
未収金の増減額	△1,535 千円
その他の資産・負債の増減額	△16,150 千円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,737,238 千円

(16) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありません。なお、一時借入金の限度額は 3,000,000 千円です。公営企業会計への繰出を含んでいます。

(17) 重要な非資金取引

該当ありません。